

生活保護基準引下げに反対する会長声明

本年8月17日に「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」が閣議決定されたが、そこでは、社会保障分野も聖域視せず、生活保護の見直しをはじめとする合理化・効率化に最大限取り組み、極力圧縮に努めることが明記されており、来年度予算編成過程において、生活保護基準を設定する権限を有する厚生労働大臣が、生活保護基準の引下げを行う可能性がある。

しかし、生活保護基準は、憲法25条が保障する生存権の水準を決する極めて重要な基準である。加えて、生活保護基準が下がれば、最低賃金の引き上げ目標額が下がるだけでなく、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策に影響を及ぼすのであり、生活保護受給者の生活レベルを低下させるだけでなく、市民生活全体に大きな影響を与える。

このような生活保護基準の重要性からすれば、その在り方は、2011年2月に設置され、学識経験者等で構成される社会保障審議会生活保護基準部会などにおける慎重な検討及び、市民、生活保護利用当事者などの意見を十分に聴取した後に決されるべきで、それらを待たずに財政目的の引下げありきで政治的に決されることなど到底許されることではない。

なお、厚生労働省は、生活保護基準の引下げに関し、低所得世帯の消費支出と生活保護基準の比較検証について言及しているが、生活保護の捕捉率（制度の利用資格のある者のうち現に利用できている者が占める割合）が2～3割程度と推測されている現状では、比較の対象となる低所得者は生活保護基準以下の生活を余儀なくされている「漏給層（制度の利用資格のある者のうち現に利用していない者）」であり、その議論に合理性はなく引下げの理由となるべきものではない。

よって、当会は、来年度予算編成過程において生活保護基準を引き下げること強く反対する。

2012（平成24）年11月2日

佐賀県弁護士会 会長 安 永 宏